

「横浜市雇用対策運営協議会」設置要領

制 定 平成 23 年 1 月 1 日

最終改正 平成 30 年 7 月 13 日

1 目 的

横浜市（以下「市」という。）と神奈川労働局（以下「局」という。）間の連携協力体制を緊密にし、横浜市雇用対策協定（以下「協定」という。）の取組内容について円滑かつ効果的に推進することを目的として、「横浜市雇用対策運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

- (1) 協議会の構成員は、市、局の関係部署の担当部長・課長等及び横浜・戸塚・川崎・横浜南・港北各公共職業安定所の所長とする。
- (2) それぞれの構成員の代表として、市は経済局市民経済労働部長、局は職業安定部長を置くこととする。
- (3) 協議会の参加者として、必要に応じ、学識経験者の他、経済団体、労働組合、NPO法人及び教育機関等に所属する者を、オブザーバーとして召集することができる。

3 協議事項

協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 横浜市の雇用情勢の改善に向けた各種の雇用対策の連携に関すること。
- (2) 協定の進捗状況の確認及び問題点の把握等実施状況の検証、並びに改善策等に関すること。
- (3) 協定内容の改訂に係る調整に関すること。
- (4) その他、協定に定めがない雇用対策の推進等に関すること。

4 協議会の開催

協議会は原則として、年度の第2四半期と第4四半期に、定期的に毎年度2回開催するほか、必要に応じ開催する。